



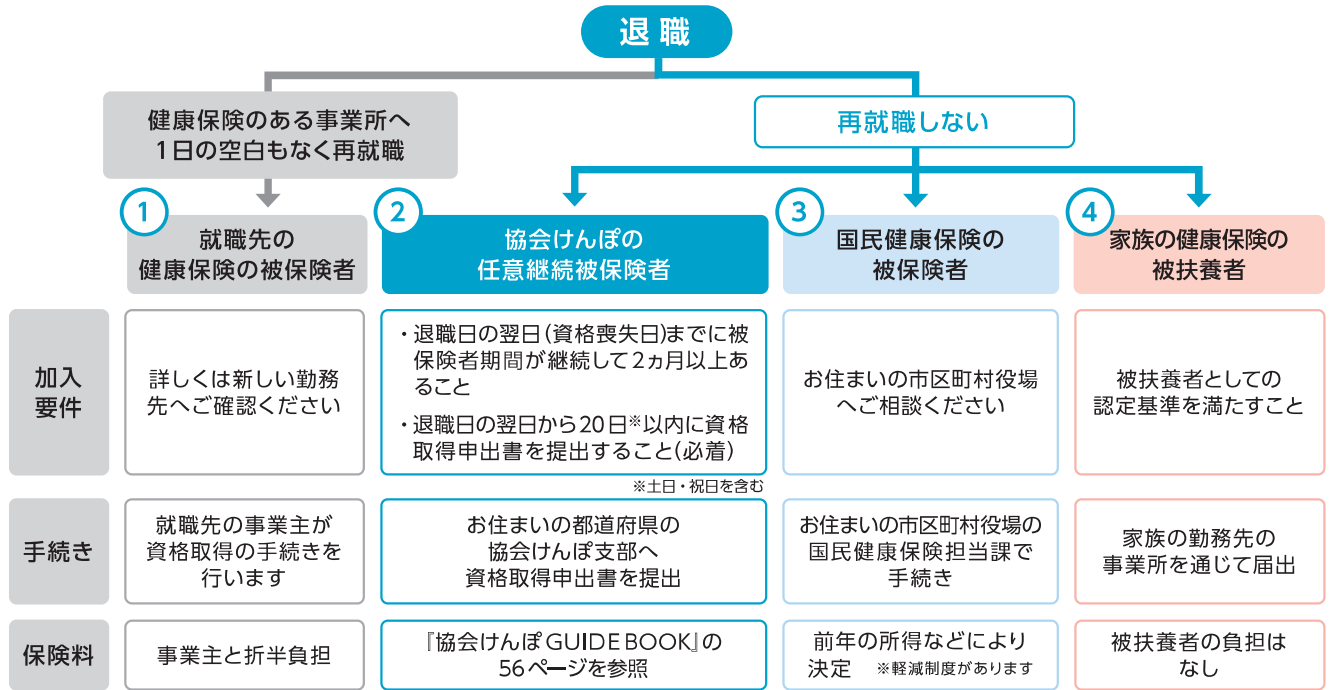
任意継続資格取得申出書

【協会けんぽGUIDEBOOK】55ページ参照

退職などで健康保険の資格がなくなった後も、要件を満たしていれば、申請することで引き続き健康保険に加入することができます。

退職後の健康保険への加入

退職後にご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



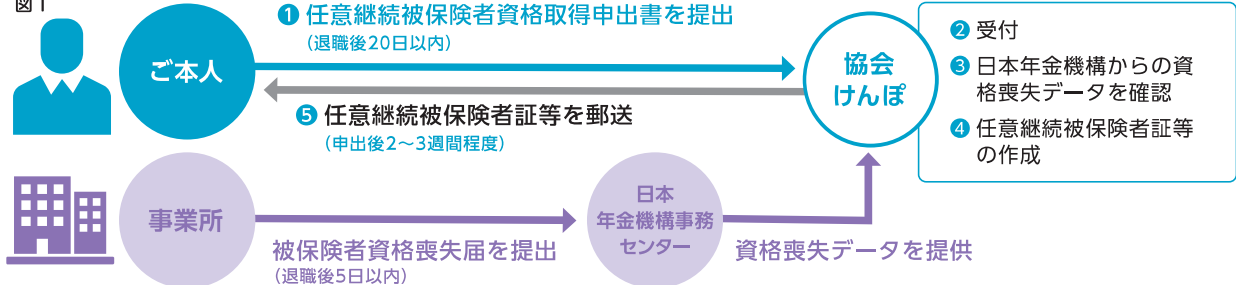
「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方(特定受給資格者および特定理由離職者)には国民健康保険料の軽減制度があります。任意継続の保険料より安くなるケースがありますので、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

任意継続の申請から保険証発行までの流れ

保険証発行までの流れ 日本年金機構から提供される、資格喪失データを確認後に任意継続の保険証を交付。

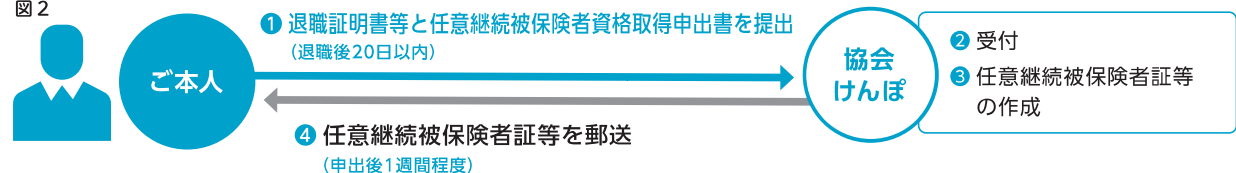
図1



保険証の発行をお急ぎの場合は

退職証明書等を添付して協会けんぽに申出することにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに任意継続の保険証の交付が可能。

図2



※事業主が作成した退職証明書等と日本年金機構から提供される資格喪失データに相違がある場合は、後日、任意継続の資格記録を修正し、保険証の差替え等を行います。
※退職証明書等の提出がない場合は、日本年金機構からの資格喪失データ確認後の保険証作成となります(【図1】と同様の流れとなります)。

記載例

任意継続資格取得申出書

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書 (取)

記入方法および添付書類等については、「健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書 記入の手引き」をご確認ください。
申出書は、裏のバーコード等を使用し、簡書で特内に丁寧に記入ください。 (記入範囲) 01123456789712

勤務していた時に使用していた被保険者証の発行都道府県 支庁

勤務していた時に使用していた被保険者証の記号 番号 生年月日 年 月 日

21700023 1 400305

氏名 **協会 太郎** 性別 男 女

住所 (〒105-0000) **東京 港区001-1**
電話番号 (日中の連絡先) TEL 090 (××××)××××

勤務していた事業所の名称 **〇〇株式会社** 所在地 **東京都 港区〇〇××**

資格喪失年月日 (退職日の翌日) 令和 **3**年 **××**月 **××**日

保険料の納付方法 1. 口座振替 (毎月納付のみ) 2. 毎月納付 3. 6ヶ月前納 4. 12ヶ月前納

健康保険資格喪失証明欄【事業主記入用】※任意

左欄に使用していた被保険者証の記号・番号

被保険者氏名 資格喪失年月日 (退職日の翌日)

事業主住所 事業主名称 事業主氏名 電話番号

上記の記載内容に誤りがないことを証明します。 年 月 日


被扶養者となられる方がいる場合は裏面の被扶養者届の記載をお願いします。

社会保険労務士の選出代行者名 氏名 選出年月日

200110 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

記号・番号は在職時の保険証に記載されています。



口座振替を希望する方は「1」、納付書による毎月納付を希望する方は「2」、納付書による6ヵ月前納は「3」、12ヵ月前納は「4」を□の中にご記入ください。

被扶養者がいる場合は、必要事項をご記入ください。添付書類が必要になる場合があります(P.6の添付書類チェックリストを参照)。

勤務していた事業所より証明欄を記入していただければ、資格喪失処理を待たずに保険証が発行できます。

保険証の記号・番号が不明の場合のみ、被保険者のマイナンバーをご記入ください。なお、マイナンバーをご記入いただいた場合は、番号を確認する書類と身元を確認する書類の添付が必要です。これらの書類が添付されていない場合は、申請書をお返することとなりますのでご注意ください。

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書 (取)

健康保険 被扶養者届【資格取得時】

被扶養者(扶養) 氏名 **協会 花子** 生年月日 **58**年 **9**月 **18**日 性別 女 男

婚姻状況 既婚 未婚

職業 **専業主婦** 年額収入 **0**万円

マイナンバー **123456789101111**

被扶養者(扶養) 氏名 **協会 花子** 生年月日 **58**年 **9**月 **18**日 性別 女 男

婚姻状況 既婚 未婚

職業 **専業主婦** 年額収入 **0**万円

マイナンバー **123456789101111**

被扶養者(扶養) 氏名 **協会 花子** 生年月日 **58**年 **9**月 **18**日 性別 女 男

婚姻状況 既婚 未婚

職業 **専業主婦** 年額収入 **0**万円

マイナンバー **123456789101111**

被扶養者(扶養) 氏名 **協会 花子** 生年月日 **58**年 **9**月 **18**日 性別 女 男

婚姻状況 既婚 未婚

職業 **専業主婦** 年額収入 **0**万円

マイナンバー **123456789101111**

被扶養者(扶養) 氏名 **協会 花子** 生年月日 **58**年 **9**月 **18**日 性別 女 男

婚姻状況 既婚 未婚

職業 **専業主婦** 年額収入 **0**万円

マイナンバー **123456789101111**

被扶養者(扶養) 氏名 **協会 花子** 生年月日 **58**年 **9**月 **18**日 性別 女 男

婚姻状況 既婚 未婚

職業 **専業主婦** 年額収入 **0**万円

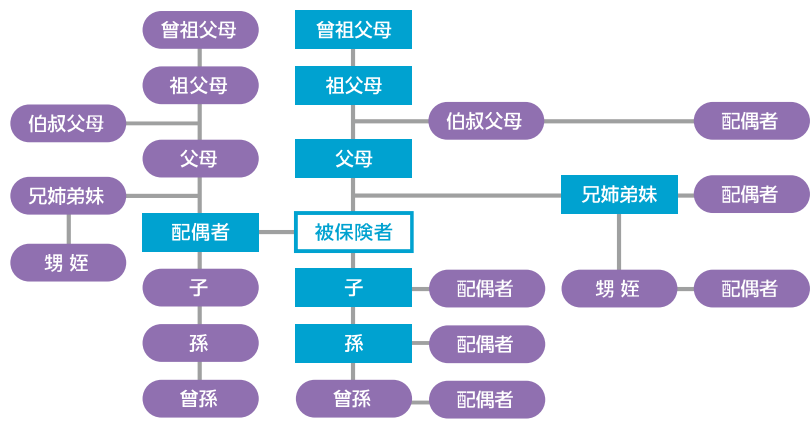
マイナンバー **123456789101111**

被扶養者のマイナンバーは必ずご記入ください。

高校生以上の学生の方は、職業欄に在学中の学校名および学年(××高校2年、〇〇大学3年)をご記入ください。

◎ 被扶養者の要件

- 主として被保険者の収入により生計を維持されており、国内に居住している75歳未満の方
 - 対象となる家族範囲(3親等内の親族)
 - 被扶養者となるための収入要件
 - 被保険者と同居している場合
年収が130万円未満*、かつ、被保険者の年収の1/2未満
 - 被保険者と同居していない場合
年収が130万円未満*、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない
- *60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円未満



被保険者と同居してなくてもよい人
被保険者と同居していることが要件の人

☑️ チェックリスト

● **申請期限** 退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内。郵送の場合は、20日以内に支部必着。
 ※やむを得ない正当な理由(天災地変、交通・通信関係のストライキ等)があると認められるときは、提出期限を過ぎても受理される場合があります。

● **提出先** お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

● 添付書類チェックリスト

- 保険料の口座振替を希望される方 → 口座振替依頼書(任意)
- 退職日の確認ができる書類(退職証明書の写し、資格喪失届の写し、もしくは資格取得申出書の資格喪失証明欄に記載)

● 被扶養者となる方がいる場合に必要添付書類

扶養家族となる場合	同居・別居	年齢	学生	添付書類の種類				新たに扶養家族となる場合	同居・別居	年齢	学生	添付書類の種類			
				収入	仕送り	続柄	同居					収入	仕送り	続柄	同居
在職時より引き続き	同居	16歳未満						新たに扶養家族となる場合	同居	16歳未満			✓	✓	
		16歳以上	学生	✓						✓	✓	✓			
	16歳以上	学生以外	✓				✓			✓	✓				
	別居	16歳未満							別居	16歳未満				✓	
		16歳以上	学生	✓						16歳以上	学生	✓		✓	
		16歳以上	学生以外	✓	✓					16歳以上	学生以外	✓	✓	✓	

※被保険者と扶養認定を受ける者が同居している場合に限り、住民票(世帯全員の続柄が省略されていないもの)を続柄および同居を確認できる書類として兼用可能。具体的な添付書類(の例)については、以下の表をご確認ください。

必要添付書類の例	収入	無収入の方	● 市区町村が発行する直近の課税(非課税)証明等 ※収入が0円であっても、0円である証明が必要です。
		パート・アルバイト収入のある方	次のいずれか ● 市区町村が発行する直近の課税(非課税)証明等 ● 直近3ヵ月分の給与明細書(コピー) [60歳未満・・・月額:108,334円未満] [60歳以上・・・月額:150,000円未満]
		会社を退職された方	次のいずれか ● 離職票(コピー) ● 勤務先の発行した退職証明(コピー) ● 雇用保険受給資格者証(コピー) [60歳未満・・・月額:3,612円未満] [60歳以上・・・月額:5,000円未満]
		自営業や農業従事者、不動産収入のある方	● 直近の確定申告書(コピー) ※ 税務署の受付印または電子申請の受付の表示のあるもの。
		年金収入のある方	● 直近の年金額改定通知書(コピー) または ● 直近の年金額振込通知書(コピー)
	仕送り	別居している場合	次のいずれか ● 銀行振込の控え ● 現金書留の控え ● 預金通帳(コピー)等 ※年間収入を上回る仕送りが確認できること ※振込者と受取者の名前・金額が確認できること
		同居 同居が要件となる方	● 住民票(提出日から90日以内に発行されたもの)(世帯全員の続柄が省略されていないもの)
	続柄	身分関係の確認	次のいずれか ● 戸籍謄(抄)本 ● 住民票(同居の場合) (提出日から90日以内に発行されたもの)(世帯全員の続柄が省略されていないもの)
		内縁関係の配偶者	● 夫婦両方の戸籍謄(抄)本および住民票[妻(未届)や夫(未届)等の続柄記載があるもの] (提出日から90日以内に発行されたもの)(世帯全員の続柄が省略されていないもの)
海外在住	被扶養者が海外在住の方	国内在住で扶養認定を受ける場合の添付書類に追加して、以下の書類もご用意ください ● 海外特例要件に該当することを証明する書類 【海外留学をしている学生の場合】 査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し 【ボランティア活動その他就労目的以外で海外渡航している方の場合】 査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し等	

任意継続資格取得申出書